

原発事故！ すわっ！ 避難

なんて
ごめんです！



京都府北部集会

と き：4月16日（日）13：30～16：00

ところ：宮津市「みやづ歴史の館」3F 大会議室

プログラム：

- ◆13：30～13：45… 開会の挨拶
『最近の原発裁判，京都地裁の脱原発訴訟について』
出口治男 弁護士（京都脱原発訴訟弁護団団長）
- ◆13：45～14：30… 『自然豊かな宮津の暮らしを守りたい』
吉田 真理子（原発なしで暮らしたい宮津の会）
- ◆14：35～15：20… 『原発事故から逃げられる？』
池田 豊（自治体問題研究所 事務局長）
(休憩 10分) (カンパのうったえ)
- ◆15：30～15：50… 会場からの質問や意見交換，アピールなど。
- ◆15：50～16：00… 京都脱原発原告団からのアピール 吉田明生 事務局長



主 催：京都脱原発 原告団

共 催：原発なしで暮らしたい宮津の会

京都自治体問題研究所，京都自治労連，宮津市職員組合

『最近の原発裁判，京都地裁の脱原発訴訟について』

京都脱原発訴訟弁護団団長 弁護士 出口治男

1. 3.29高浜原発再稼働差し止め仮処分に対する抗告審決定を弾劾する

(1) 不当な立証責任

抗告審決定「原発の安全性の審査に関する科学的・技術的知見及び資料の保有状況に照らせば、まず、関電において、原発が規制委員会の定めた安全性の基準に適合することを、相当の根拠、資料に基づいて主張立証すべきであり、この主張立証が十分尽くされないときは、原発が原子炉等規制法の求める安全性を欠き、住民らの生命、身体及び健康を侵害する具体的危険のあることが事実上推認される。一方、関電において原発の安全性の基準に適合することの主張立証を尽くしたと認められるときは、住民らにおいて、規制委員会の策定した安全性の基準自体が現在の科学的・技術的知見に照らして合理性を欠き、または、原発が安全性の基準に適合するとした規制委員会の審査及び判断が合理性を欠くことにより、原発が安全性を欠くことを主張立証する必要がある。」とする。

しかし、規制委員会の田中委員長は、規制委員会の審査、判断は規制基準に適合するか否かについてのもので、適合したから

と言って安全であるとまで判断しているものではないと繰り返し述べている。抗告審の決定は、規制委員会の定めた安全性の基準に適合していれば、その原発には具体的危険がないと事実上推認され、この場合には、住民らにおいて、規制委員会の定めた安全性の基準自体が現在の科学的・技術的知見に照らして合理性を欠き、または、規制委員会の審査・判断が合理性を欠くことを主張立証する必要があるというのである。規制委員会の審査・判断が規制基準の適合性についてのもので、それに合格したからと言って、安全性までを認めたものではないと言っているが、抗告審は、適合すなわち安全と推認するというのである。この考え方は、すでに、政府が繰り返し述べている。抗告審決定は、専門機関である規制委員会の考え方と異なった考え方に立ち、政府と同じ立場に立っているのである。司法が政府に従属し、あるいはそれに迎合していることが明白に表れている。許すことのできないあり方である。

(2) 規制委員会の安全性の基準に適合しているか否かの審査は、規制委員会におんぶにだっこの実態である。

規制委員会が、関電の主張や資料の不十分なところを細かく指摘し、いわば答えを教え、関電がそれに従って資料を提出するという形で行われている。これは、規制委員会が、「まず再稼働ありき」という姿勢で臨み、再稼働のためには何が必要かを示しているのである。これでは、審査基準に適合する結論が出るのは当然である。つまり、まず政府の「原発をベースロード電源とする」というエネルギー政策があり、そ

のためには「原発再稼働は不可欠である」ということが、政府、業界のコンセンサスとなっている。規制委員会の審査は、これらの圧力を受けて、それに迎合する形でおこなわれているというほかない。規制委員会の独立性、中立性はもはやない。そのような規制委員会の適合性判断を、抗告審は、無条件に受け入れているのである。司法の職責は、人権の保障である。福島第1原発事故は、この国の歴史始まって以来の恐る

べき人権侵害を引き起こした。世界中が震撼した。福島第1原発の事故以後司法に課せられた使命は、再び原発事故による巨大で取り返しのつかない人権侵害を起こさないために、どのような司法審査をすべきかということではなければならない。ところが、抗告審は、かつての司法と同様に、またしても規制委員会という行政委員会の判断に完全に従属してしまっている。住民らの人権について考慮をめぐらした形跡はない。従来の原子力安全委員会の「科学的・専門的知見」は、福島第1原発事故によって完全に破たんした。そのことは、斑目委員長も認めている。「安全神話」は崩壊したのである。ところが、規制委員会は、福島第1原発事故の原因がまだ十分に解明されていないにも拘わらず、再稼働を可能にするために新規制基準の策定を急ぎ、それをもとに、次つぎと再稼働を認め始めているのである。抗告審は、福島第1原発事故について、「設備の具体的な損傷状態や損傷の原因等について一部未解明な部分が残されているものの、各事故調査委員会等の調査結果により、事故の発生及び進展に関する基本的な事象は明らかにされている。」と指摘したうえで、「これらの調査結果から得られた教訓を踏まえ、原子力安全

員会及び原子力安全・保安院や原子力規制委員会(検討チーム)において、最新の科学的・技術的知見に基づいて、基準地震動や基準津波の評価、建物・構造物及び機器・配管系の耐震安全性や津波に対する安全性、重大事故等の対策などの検討が重ねられ、新規制基準が策定された。」だから、「新規制基準が福島第1原発事故の原因究明や教訓を踏まえていない不合理なものとはいえない。」と述べている。しかし、事故の発生及び進展に関する基本的な事象は、本当に明らかにされているのであろうか、疑わしい。例えば、事象について、炉心の状態がほとんどわからない状況の中で、どのような機序によって炉心溶融が生じたのか、はわかるはずがない。そのような中で、果たして有効な事故防止対策を立てることは可能であろうか。また事故の進展について、「基本的な事象は明らかにされている」というが、「基本的な事象」とはどのようなことを言うのであろうか。表現にごまかしがある。したがって、新規制基準が、真に福島第1原発事故の教訓を踏まえたものであるかを、新規制基準に即して厳密に吟味することが重要である。第2の安全神話を作ってはならない。

(3) 基準地震動の策定について

ア、規制委員会委員には、島崎邦彦委員長代理の辞任の後、地震の専門家がない。規制委員会の採用している計算式及び計算に対しては、島崎氏や竹本先生ら地震学専門家からの重要な疑問の提起があるが、規制委員会はそれらの疑問に対して、説得力のある回答を示していない。基準

地震動の策定に関する新規制基準が、最新の科学的知見の基づいたものであるということは揺らいでいるといわねばならない。抗告審の判断は、このような重要な事実を不当に無視しており、合理性を欠くものである。

(4) 深層防護第5層のことさらな無視

「原子力災害対策は、深層防護の第5層のレベルとして、第1層ないし第4層のレベルの安全確保対策及び重大事故等対策が十分に講じられた原発において、炉心の著しい損傷が生じ、原子炉格納容器が大規模破損するなどして放射性物質が周辺

環境へ異常放出される事態が生じた場合を あえて想定し、このような場合に、周辺環境へ異常放出される放射性物質からの防護を目的として講じられる対策である。また、避難計画を含む原子力災害対策は、原子力事業者だけでなく、国及び地方公共団体が

主体となり、相互に連携・協力して、それぞれの立場からの責務を果たすことにより適切に実施されるべきものといえる。」したがって、「新規制基準が、深層防護の第1

しかし、深層防護の思想は、原発はシビアアクシデントを起こすものであることを前提としたうえで、その場合においても、住民らの生命、身体、健康、環境に対して、被害を蒙らせないためにどのような対策が必要かを明確化したものである。これらの層は互いに独立したものであり、国際基準においては、すべての層について、対策が講じられなければならないとされている。したがって、抗告審のように第1層ないし第4層と第5層をことさらに分けて論ずる

(5) 第5層をなぜ基準から切り離したのか。

それは、第5層を基準に入れると、すべての原発の再稼働が不可能になるからである。日本の国土の現状からすると、シビアアクシデントに見舞われた原発周辺から、すべての住民らが無事に避難することは不可能である。原子力事業者は国、自治体任せ、国は何もしない、自治体は、有効な手

(6) これと同様のことを、規制委員会は、もう一つ行っている。

福島第1原発事故の前には、原発の立地審査指針があり、これは簡潔に言うと「最悪の場合に起きるかもしれない事故で、放射性物質が飛散する範囲には、人が住んでいないか(非居住区域)、ほとんど人が住んでいない(低人口地帯)」こと(離隔要件)とされていた。従来の指針自体は改廃されていないが、現在の原子炉等規制法ないし設置許可基準規則においては、立地審査指針は採用も引用もされていない。IAEA安全基準では「原子炉等施設の立地評価」が策定され、立地の際には人口の分布や複合災害時を含む緊急時対応計画の実現可能性を考慮すべきとされている。米国原子力規制委員会では原子炉の立地要件として、原子炉施設と周辺住民との間の一定の離隔を求めている。規制委員会の田中委員長も、

層から第4層のレベルまでを規制の対象とし、第5層のレベルに当たる原子力災害対策を規制の対象としなかったことが不合理であるとはいえない。」と述べる。

ことは国際基準を正しく理解しないもので、著しく不合理なものである。適切な避難計画の必要性は、福島第1原発事故において明確になっていることである。避難計画なき原発再稼働は、原発事故の際に住民らの上に放射性物質が降り注ぐことを放置しないしは容認するものである。このような結果は第1層から第4層の場合と何ら異なるものではなく、このことから、第5層のみを切り離して規制基準としないことの不合理性は明らかである。

を打てない。つまり住民らは、事故が発生すると、座して死を待つか、放射線を浴び続けることを余儀なくされるのである。このような結果を抗告審は容認するのである。この無責任かつ冷酷極まる判断は、およそ人権を守ることを使命とする司法のものではあり得ない。

委員会発足当初は立地審査指針の改定に積極的であったが、その後、立地審査指針の離隔要件についての審査を事実上廃止してしまった。その理由は、明白である。離隔要件を厳格にすれば、日本のすべての原発の設置と稼働は不可能になるからである。ここでも、規制委員会は、独立性、中立性を捨てて、政府の原子力政策の露払いとなっていることが明らかである。しかるに抗告審は「再稼働ありき」の規制委員会の審査・判断を、最新の科学的・技術的知見を踏まえたものと手放しで評価し、地震学の最新の科学的知見や現在の原発規制に関する国際基準をないがしろにしている。これは、「科学的知見」を隠れ蓑として住民らの道理のある批判を権力的に押さえつけるものであり、許せない判断態度であって、

厳しく批判されるべきである。司法は人権保障という制度の原点に立ってその職責を

果たせと強く言いたい。

2. どうすべきか

ア、裁判活動について

- a, 基準地震動をめぐる最新の科学的知見を踏まえた批判
島崎先生，竹本先生，瀬瀬先生等の協力を得て
- b, 新規制基準に対する総合的，総括的批判
- c, 総力戦(全国弁護士団の力を結集して)

d, 孫や子のためにも絶対に負けられない戦い

イ、再稼働を許さない住民の戦いを広げよう

- a, 一人でも多くの原告を
- b, 原発の危険性を一人でも多くの人たちに知ってもらう運動を
- ウ, 全国的，国民的運動を

大飯原発差止訴訟の原告として，京都地裁で陳述した内容

第13回口頭弁論（2016年11月28日）

吉田 真理子（原発なしで暮らしたい宮津の会）

私は宮津市須津に住んでいます。夫と2人暮らしですが，同じ敷地内の別の棟に夫の両親が住んでいます。

宮津市は高浜原発から30キロ圏にあり，過酷事故時には全市避難となります。大飯原

発からは42キロ圏になります。

本日は，宮津市が今年3月に改定した避難計画と私が昨年参加した避難訓練についてお話しをさせていただきます。

【避難計画の問題点】

北部地域は，年に何度か大雪に襲われ，雪が30cm～1m程，積もることもあります。世屋地区などの山間ではもっと積もります。道は，ブルドーザーで除雪してもらい，家の前は，自力で雪かきをしなければ車では出られなくなります。その時に原発事故があれば動きはとれませんし，その雪が汚染されれば高濃度の放射性の雪に囲まれて被曝してしまいます。

改定された避難計画では，避難手段は，「自家用車又はバス等」とされています。さらにバスによる避難については，小学校を1次集合場所としています。小学校までの移動手段については，「原則，徒歩」と定めています。

北部地区の高齢化率は高く，車の運転をし

ないだけでなく，足腰が弱っていて本当にゆっくりゆっくりと杖や歩行車を使って移動することしかできない高齢者もおられます。高齢者にとっては，小学校の近くに住んでいても徒歩で小学校まで移動することが大変なのです。仮に，バスに乗ることができても，原発事故は地震などの自然災害とともに起こるケースが多く，道路の寸断や大渋滞で，避難は困難を極めると思われます。

私は児童発達支援センターで障害のある子供の放課後預かりのパートに行っていますが，自閉症の子どもさんは下校時に普段と違う道を通るだけでもパニックになったりします。

言葉を理解することができない子供も，歩

行ができない子供もいます。原子力災害時の避難など本当に困難だろうと想像されます。宮津市の避難計画では、この点についても、記載がありません。

宮津市避難計画では、「自治会との連携」という項目を設け、市が自治会に協力を要請すると定められています。原発事故が起きた

【避難訓練に参加して】

私は昨年(2011年)の11月28日に初めて原子力災害避難訓練に参加しました。京都府・宮津市・伊根町が主催でした。宮津市からの参加住民は須津地区からだけで、総勢316名でした。

私は、避難訓練に87歳になる主人の父を誘いましたが、父は「わしらはここに居るからほっといてくれ」と言って参加しませんでした。「そもそも避難しなくてはならんような原発を動かすのが間違いだ。」と言って怒っていました。

当日、まず集合場所の吉津小学校に徒歩で行きました。避難を前提とした服装などの詳しい説明もなく、参加者は普段通りの服装でした。まずこれで被曝してしまいます。

会場の体育館に集合してからも、アナウンスもなく全く緊迫感もなく、時間がただただと過ぎ、集合時刻から30分くらいたった後で、参加者のチェックが始まりました。

チェックの後、日赤の薬剤師さんがヨウ素剤についての説明をされ、問診票に記入し安定ヨウ素剤の代わりに飴をもらいました。実際には緊急時にこんなに暢気に話を聴いて、

【裁判所に臨むもの】

宮津市は、日本三景天橋立を擁し、年間260万人の観光客が訪れる観光地です。

海には水産資源が豊富で漁業や水産業がさかんです。農業も地元の産物がたくさんあり自然豊かな恵まれたところ。多くの高齢

場合には、実際に、自治会役員や市の職員がローラー作戦でまだ家に残っている人を、被曝しながら見て回らねばなりません。私の夫は自治会の役員をしていますから、近所の人を見て回らねばならず、家族で勝手に逃げることはできないと思われれます。私自身は、一刻も早く逃げるにしても高齢の主人の両親を連れて逃げる場所などありません。

問診票を書いて受け取っている場合ではありません。

私は市民グループで市にヨウ素剤の事前配布を要求していますが、国も府も5キロ圏以外は事前配布していませんし、「必要ならば支援する」と言いますが、必要も認めてくれません。副作用が心配だというならなおさら、事前に丁寧な説明会をして相談を受け、事前配布しておくべきです。

飴を配られた後は、避難中継所候補地である与謝野町の「野田川わーくばる」へ、バスで移動しました。「実際には自家用車になりますが今日はバスで行きます」ということで2台来ていました。1台には子供たち、あと1台には我々大人が乗りました。宮津市の人口は2万人弱ですから、単純に60人乗りのバスに乗っても、のべ300台以上必要です。これだけの数のバスを緊急時に用意することなどできません。また300台のバスを駐車する場所もありません。

国も電力会社もこんな計画や訓練で、「大丈夫です、合理的です」などと言って原発を再稼働するなど許されません。

者は、動ける間は庭で野菜や果物を育てて、子や孫にやるのを楽しみに暮らしています。

この自然を放射能で汚染されれば、賠償などできるものではありません。いくらお金を出されても謝罪していただいてもこの素晴ら

しい暮らしは返ってはいけません。先日も先祖代々の土地を奪われ、いまだ戻れない福島県浪江町の方の話を聴きましたが、全く同じになることは明らかです。

裁判所におかれましては、宮津市民のたからものである豊かな自然、住民の命と当たり前の暮らしを守るため、原子力発電の運転を差し止めて頂くようお願い致します。

以上

大飯原発差止訴訟の原告として、京都地裁で陳述した内容

第13回口頭弁論（2016年11月28日）

池田 豊（自治体問題研究所 事務局長）

大飯原発、隣接する高浜原発をめぐる原子力防災訓練について、住民避難に関連した初動の重要性と問題点、並びにその第一線で直接避難の判断と住民の誘導をしなければなら

ない地方自治体と自治体職員の問題について、福島原発立地自治体での調査も踏まえて話します。

■福島第一原発事故における立地自治体の初動について

福島第一原発の立地自治体である大熊町や、隣接し第二原発の立地自治体である富岡町では、14時46分の地震直後に災害対策本部を設置し、被害状況の調査と確認、大津波警報に基づく町民への避難の呼びかけと誘導、そして津波被害で行方不明となった住民の捜索などの業務に、町職員自身も被災しながら従事しました。数時間後には地震と津波から避難した住民の避難所運営、安否の確認、水や食料の確保と配布などの業務を続けました。

自治体がこれらの業務に全勢力をつぎ込んでいる間に、まったく同時並行で第一原発は15:42全交流電源喪失（原災法第10条通報）そして16:45非常用炉心冷却装置注水不能（原災法第15条通報）そしてメルトダウンへと暴走しました。

役場に東電からFAXは入るが詳細がわからない中で、大熊町の担当者はSBO（全電源喪失）になってもこれまでの原子力防災訓練では落ち着くとなっていたので、大丈夫だろうと思ったそうです。

また富岡町では、10条通報、15条通報の

情報を確認することができず夕方遅くになってようやく情報が入り始めました。職員の中では「第10条がどういうことで、それが15条になると何なのか、どんな大事な意味を持つのかの認識がなかった。それよりも津波で行方不明者が出ている。探さなくては！という、目の前に広がった災害の対応に追われていた。」と記録しています。

ようやく19:05政府は原子力緊急事態宣言を出しました。20:50には福島県独自に第一原発1号機の半径2kmの住民に避難指示。21:23には第一から半径3km以内に避難、10km以内は屋内退避の指示が出ましたが、大熊町、富岡町ともに情報は届きませんでした。

翌朝5:44に政府が第一原発から半径10km圏内の避難指示をだし、それによってようやく事態の深刻さが伝わり、全住民あがての避難が始まりました。その直前まで、津波による行方不明者の捜索などについて検討していたと証言しています。

大熊町に国より派遣された70台のバスに担当職員を全て配置することもできず、何台

のバスに、何人の職員を添乗させ避難先での対応をするのか、何人が残ってその後の避難誘導するのか、残った住民の確認は誰がするのか、自治体として全住民避難の確認はどのように誰がするのかなど、自治体職員には一刻の猶予もなく瞬時の判断が求められました。

■今回の広域避難訓練について

福島第一原発事故における大熊町や富岡町からも事故直後の初動対応がいかに重要で困難かがわかります。通常 of 自然災害や事故災害時の対応とは根本的に異なる困難さがあります。

今回の広域避難訓練は、全面緊急事態を想定したにもかかわらず、重要な事故直後の初動訓練は実質的に省略されたものとなっています。

9:00 緊急事態宣言、9:10 合同対策協議会で P A Z 住民の避難実施方針が確認された後、なんと O I L 2 超が確認されてから 24 時間後へと一気に時を越えての訓練となっています。

このことは事故直後の実態と体制確立を実質的に無視したもので、訓練そのものの実効性を疑わざるをえません。

一つには、住民避難の司令塔となるオフサイトセンターに設置された合同対策協議会から UPZ 自治体への情報伝達訓練はされたものの、初動時に最も重要な自治体内での情報伝達や各集落、住民、関係機関への情報伝達訓練がほとんどされていないこと。

第二に、各自治体の職員に対して、主な担当部署への配置は決められていたが、大規模な住民避難に対応できる体制の確認がされていないこと。

第三に、最も重要な緊急時モニタリング体制の確立と実測、報告、住民周知が不明確で、訓練内容の詳細が明らかにされていないこ

た。100 人足らずで 1 万人以上の住民を安全に避難させることは非常に困難です。

町に派遣されている東電職員からも正確な情報は入らず、警察ルート of 情報や自衛隊ルートの情報の適切な共有もできない状態だったと証言しています。

と。原子力災害対策指針では緊急時モニタリングの結果を緊急時モニタリングセンターで判断した後、必要な評価を実施して、O I L による防護措置の判断等のために活用するとなっていますが、今回はそのこと自体が省かれています。そのことは大変重要で、国は、まず緊急時モニタリングの体制確立をし、結果を正確に、分かりやすく、迅速に公表、地方自治体は、必要に応じて結果を独自に公表するとなっています。住民避難にとっては必要不可欠の内容です。

またモニタリング要員や自治体職員等の放射線防護対策や、派遣される自治体職員の緊急時モニタリングに関する技術研修、情報の伝達ルートの確認などは、必要最低限 of 重要な初動訓練であるはずですが、また住民への情報提供 of システムなし of 屋内退避訓練とはなんなのかも疑問と言えます。

以上の点だけを見ても、今回の訓練が避難させる側、住民に情報提供し避難指示をする側の初動 of 訓練が省略されて、住民だけに的をしぼった避難訓練と言えます。

しかし、いかに住民 of 放射線被ばくを極力少なくし、より安全に避難させるかは、初動 of 避難させる側の訓練にかかっていると言っても過言ではありません。

福島における事故時の立地自治体 of 状況からもわかるように、初動時の対応が住民避難 of カギをにぎり、その後の自治体再建にさいしても決定的に大きな影響を及ぼすことは明らかです。

大飯原発差止京都訴訟 竹本修三・原告団長の新著

『日本の原発と地震・津波・火山』

(マニュアルハウス, 2016/5/5 発行。
四六判 210ページ。
定価 1000円+税)

地震大国“ニッポン”に 原発は 土台 無理!

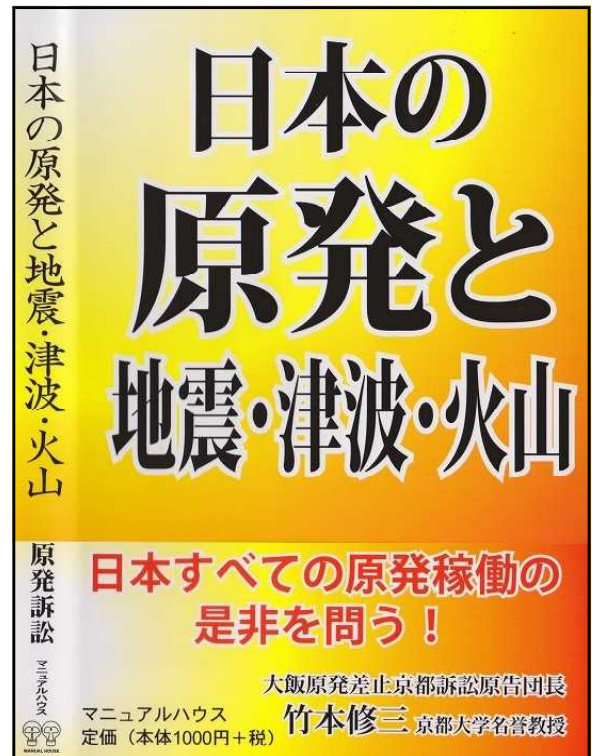
■ 2016年4月14日から連続的に熊本、大分県などにマグニチュード7を超える大きな地震がありました。こんな『地震大国ニッポン』では原発は土台無理であり、すべての原発の稼働停止と廃炉を求める!

■ 著者紹介

- ・大飯原発差止京都訴訟 原告団長。
- ・京都大学名誉教授。専門は固体地球物理学・測地学。

■ 目次

1. 地震大国ニッポン
…長周期地震動, 近畿・中部地方の地震と地殻変動, わが国の地震予知研究の現状, など。
2. 原発と地震
(1) 関電側の大飯原発についての地震対策。
(2) 大飯原発周辺の想定地震についての原告側の疑問。
(3) 基準地震動を3桁で提示する欺瞞性。
(4) 若狭湾の地殻内断層地震は短周期成分が卓越するか?
(5) 「新規制基準」は原発の安全性を確保するものか。
3. 原発と津波
…福島第一原発の津波被害, 日本海側の津波, 若狭湾の津波—大飯原発の津波被害, など。
4. 原発と火山
…海溝型巨大地震と火山活動, 日本の巨大カルデラ噴火とその原発への影響について, など。
5. 原発, 高レベル放射性廃棄物の処分問題
…わが国で原子力発電が行われるようになった経緯に関して, など。



『日本の原発と地震・津波・火山』 [] 冊, 注文します。

お届け先, お名前 []

▶ご注文, ご連絡は, 京都脱原発原告団 [吉田明生] (meisei@pp.iij4u.or.jp) または
[同事務局] (kyotodatsuguenpatsubengodan@gmail.com) まで。

▶お届け方法など, ご相談に応じます。amazonでもご注文いただけます。

【本書は, 大飯原発差止訴訟の原告団長としての考えを示したものです。】

大飯原発差止訴訟(京都地裁)

京都脱原発原告団

さらに原告募集中

オリジナル 脱原発 缶バッジ



2個100円



◆この缶バッジは、京都脱原発原告団の財政活動の一つです。ご協力ください。

◆いろいろなデザインがあります。お好きなものをどうぞ。

◆箱の中に直接、代金を入れてください。

「このあたり」プレートに、原発からの距離を書き入れるために
 (大飯原発と高浜原発からの距離一覧表…宮津市, 与謝野町の場合)

- ・ 原発からの距離は「原子力発電所からの距離測定ツール」→ <http://haruto.s334.xrea.com/> で調べることができます。住所の欄に、「6260001」のように郵便番号の数字を入力すれば、大飯原発や高浜原発からの距離を表示してくれます。

郵便番号	宮津市	大飯原発 約(km)	高浜原発 約(km)
626-0001	文珠	43.0	29.8
626-0002	杉末	42.5	29.3
626-0003	漁師	41.8	28.5
626-0004	川向	41.9	28.6
626-0005	宮町	42.1	28.7
626-0006	蛭子	41.9	28.6
626-0007	池ノ谷	42.1	28.7
626-0008	万年	43.0	29.6
626-0011	白柏	41.8	28.5
626-0012	浜町	41.6	28.3
626-0013	住吉	41.8	28.4
626-0014	河原	41.8	28.4
626-0015	魚屋	41.6	28.2
626-0016	新浜	41.6	28.2
626-0017	島崎	41.3	28.0
626-0018	本町	41.6	28.2
626-0019	万年新地	42.0	28.6
626-0020	獵師	40.8	27.4
626-0021	小川	42.0	28.6
626-0022	万町	41.7	28.3
626-0023	宮本	41.5	28.2
626-0024	柳縄手	41.5	28.1
626-0025	木ノ部	41.8	28.4
626-0026	京口町	41.7	28.3
626-0027	京街道	41.7	28.4
626-0028	大久保	41.7	28.3
626-0029	金屋谷	41.8	28.5
626-0031	京口	41.6	28.2
626-0032	松原	41.8	28.3
626-0033	宮村	40.9	27.4
626-0034	滝馬	43.0	29.6
626-0035	喜多	41.5	27.9
626-0036	今福	41.8	28.3
626-0037	小田	44.1	30.6
626-0041	鶴賀	41.0	27.7
626-0042	安智	40.9	27.5
626-0043	惣	40.4	27.0
626-0044	吉原	41.1	27.7
626-0045	馬場先	41.5	28.1
626-0046	中ノ丁	41.3	27.9
626-0047	外側	41.2	27.8
626-0051	島陰	37.0	24.1
626-0052	小田宿野	36.2	23.2

郵便番号	宮津市	大飯原発 約(km)	高浜原発 約(km)
626-0053	中津	38.3	25.2
626-0054	銀丘	37.8	24.6
626-0055	鏡ヶ浦	36.8	23.7
626-0061	波路	39.6	26.2
626-0062	山中	39.0	25.5
626-0063	皆原	39.1	25.8
626-0064	波路町	40.5	27.2
626-0065	獅子崎	40.0	26.8
626-0066	獅子	39.2	26.1
626-0067	矢原	37.9	24.9
626-0068	田井	38.0	25.2
626-0071	由良	35.0	21.5
626-0072	石浦	33.9	20.4
626-0073	新宮	38.8	25.3
626-0074	上司	38.3	25.0
626-0075	小寺	38.3	24.9
626-0076	中村	37.5	24.0
626-0077	脇	36.6	23.2
626-0201	田原	38.3	28.1
626-0202	大島	38.0	27.3
626-0203	岩ヶ鼻	38.3	27.4
626-0204	長江	38.6	27.4
626-0205	外垣	38.9	27.9
626-0206	日ヶ谷	40.5	29.5
626-0211	里波見	39.4	27.4
626-0212	中波見	40.1	28.4
626-0213	奥波見	40.5	29.0
626-0221	木子	44.0	32.3
626-0222	東野	42.5	30.7
626-0223	松尾	42.0	30.3
626-0224	下世屋	41.4	29.2
626-0225	日置	39.8	27.5
626-0226	畑	42.3	29.9
626-0227	上世屋	44.2	32.1
629-2231	小松	42.5	29.7
629-2232	中野	42.2	29.3
629-2233	溝尻	42.5	29.6
629-2234	国分	43.2	30.3
629-2241	成相寺	42.6	29.9
629-2242	大垣	41.8	29.0
629-2243	難波野	40.8	28.1
629-2244	江尻	41.3	28.4
629-2251	須津	45.5	32.3

郵便番号	与謝野町	大飯原発より (km)	高浜原発より (km)
629-2261	男山	44.1	31.3
629-2262	岩滝	45.6	32.6
629-2263	弓木	46.4	33.3
629-2301	上山田	49.3	36.0
629-2302	下山田	48.1	34.7
629-2303	石川	46.4	33.0
629-2311	幾地	51.0	37.7
629-2312	四辻	50.0	36.6
629-2313	三河内	51.1	37.6
629-2314	岩屋	54.0	40.6

郵便番号	与謝野町	大飯原発より (km)	高浜原発より (km)
629-2401	加悦奥	54.2	40.7
629-2402	算所	50.5	37.0
629-2403	加悦	50.4	36.8
629-2404	後野	50.9	37.3
629-2411	明石	49.0	35.5
629-2412	香河	46.6	33.0
629-2413	温江	48.5	34.9
629-2421	金屋	50.5	37.0
629-2422	滝	53.7	40.1
629-2423	与謝	52.3	38.7

京都脱原発原告団からのアピール

(吉田明生 事務局長)

(1) 第六次原告募集【→別紙「原告募集案内チラシ」】

- ・本日、原告申込を受け付けています。
- ・訴訟参加費用 5000 円をそえて、お申し込みください。

(2) このあたりプレート【→別紙 プレート用紙】

(3) 原発賠償京都訴訟の公正判決要請署名【→別紙 署名用紙】

- ・提訴… 2013/9/17 提訴。国と東電に対して、原発による被害の賠償を請求。
- ・今後の見通し… 9/29 結審，2018 年 3/29 に判決。
- ・4/21 (金)。第 26 回口頭弁論…原告本人尋問。101 号法廷。
傍聴席抽選は，9：35～9：50。12：00～13：10 休憩。
午前だけ，午後だけの傍聴については「支援する会」で調整。
- ・5/12 (金) 第 27 回口頭弁論，5/26 (金) 第 28 回口頭弁論…ここで原告尋問は終了。

(4) 原発の電気は入らない署名【→別紙 署名用紙】

- ・署名の呼びかけ人，呼びかけ団体になってください。
- ・署名は，紙の署名用紙のほか，Change.org オンライン署名もできます。

(5) 大飯原発3・4号機差し止め控訴審

- ・4/24 (月) 13：30～名古屋高裁金沢支部第 11 回口頭弁論 (2014/5/21 福井地裁で原告住民側勝訴の判決)。島崎邦彦氏の証人尋問。
- ・バスが出ます。バス乗車希望の方は下記までお問い合わせください。
- ・1号(JR 敦賀駅発 9：10→武生→金沢) 090-1896-8882 (東山)
- ・2号(JR 福井駅発 10：00→金沢) 090-8265-2691 (奥出)

(6) 高浜原発うごかすな！ <http://blog.goo.ne.jp/takahamakarakanden>

- ・4/27 (木) 16：30～「関電包囲全国集会」(大阪・関電本店前) と御堂筋デモ。
- ・5/7 (日)「現地集会」(高浜町文化会館) とデモ。
- ・5/8 (月)～12 (金)「高浜 - おおい - 小浜 - 若狭 - 美浜 - 敦賀 - 越前 - 福井リレーデモ」と各自治体申し入れ。
- ・5/12 (金) 17：30～「福井集会」。

京都地裁 大飯原発差止訴訟

5月9日（火）には第15回口頭弁論が開かれます。
原告の皆さまは、事前に申し込んでいただければ、原告席で参加できます。
開廷は14時、傍聴席抽選のリストバンド配付は、13：20～13：35です。
抽選で傍聴席がはずれた方には、弁護団が、模擬法廷を用意しています。

【京都地裁の大飯原発差止訴訟とは…市民でたたかう脱原発訴訟】

- ◆福島第一原発の過酷事故（2011年3月11日～）のあと、国内の稼働原発はゼロの状態になっていました。ところが、福井県にある関西電力・大飯原発は、当時の民主党政権のもと2012年7月に再稼働が強行されました。京都脱原発弁護団・原告団は、大飯原発の運転差し止めと損害賠償を求め、2012年11月29日、京都地裁に1107名の原告で提訴しました。
- ◆関西電力京都支店前の「キンカン行動」（毎週金曜 17：00～19：00のスタンディングアピール）が2012年6月29日から毎週100人規模で継続しているのと、共通の動機と歴史的背景を有しています。
- ◆その後、大飯原発は2013年9月に定期検査にはいって止まりましたが、すべての原発を止めるための第一歩として、運転差止を求め裁判を継続しています。しかし今、大飯原発はこの夏に再稼働される可能性も出てきました。
- ◆私たちは、多くの市民でたたかう脱原発訴訟をめざし、原告募集をすすめています。2013年12月に856名で第二次、2015年1月に730名で第三次、2016年1月に393名で第四次、2017年2月に184名で第五次〔追加〕提訴を行い、現在、原告総数は3270名となっています。
- ◆すでに1万人原告を達成した九州の玄海原発訴訟に続いて、私たちも1万人原告をめざしています。そのため、2017年中をめどに第六次原告の募集を行っています。
- ◆私たちは、開廷の前には毎回、裁判所周辺のデモを行って、脱原発裁判の意義を市民にうたえています。弁護団長が出口治男・弁護士、原告団長が竹本修三・京大名誉教授です。

京都脱原発訴訟 弁護団・原告団

〒604-0857 京都市中京区蒔絵屋町280 ヤサカ烏丸御所南ビル4F 京都第一法律事務所 気付
Tel：075-211-4411 Fax：075-255-2507

- ◆京都脱原発原告団 Web → 「京都脱原発原告団」で検索可（<http://nonukes-kyoto.net/>）
 - ・第六次原告募集中 → <http://nonukes-kyoto.net/?p=1208>
- ◆京都原発裁判支援ネット → 「京都原発裁判支援ネット」で検索可（<https://houteisien.wordpress.com/>）
 - ・京都地裁に提訴している、大飯原発差止訴訟と原発賠償京都訴訟との間では共同の運動を展開。
 - ・関電などを相手にしたおもに関西の裁判の予定 → <https://houteisien.wordpress.com/schedule/>
 - ・おもに京都の原発関係の運動案内 → <https://houteisien.wordpress.com/kyoto/>
- ◆「原発の電気はいらない署名@関西」による関西電力・社長あて署名
 - ・署名の内容、署名用紙のダウンロード、メールでの署名 → <https://syomeiweb.wordpress.com/>
 - ・オンライン署名 → 「Change.org 原発の電気はいらない署名」で検索可。